

吉田町立小・中学校管理規則（抜粋）

平成14年3月29日

教育委員会規則第2号

（教務主任等）

第21条 学校に、教務主任、学年主任、研修主任、道徳主任、特別活動主任、外国語活動主任、総合的な学習の時間主任及び教科主任（以下「教務主任等」という。）を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。

2 教務主任等は、教諭をもって充て、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

5 研修主任は、校長の監督を受け、研修に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

6 道徳主任は、校長の監督を受け、道徳教育に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

7 特別活動主任は、校長の監督を受け、特別活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

8 外国語活動主任は、校長の監督を受け、外国語活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

9 総合的な学習の時間主任は、校長の監督を受け、総合的な学習の時間に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

10 教科主任は、各教科ごとに置くものとし、校長の監督を受け、教科の指導に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

（生徒指導主任等）

第22条 小学校に生徒指導主任を、中学校に生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

2 生徒指導主任、生徒指導主事及び進路指導主事（以下「生徒指導主任等」という。）は教諭をもって充て、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

3 生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項を掌り、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項を掌り、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

5 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項を掌り、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(養護主任)

第23条 学校に養護主任を置く。

2 養護主任は、養護教諭をもって充て、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

3 養護主任は、校長の監督を受け、養護に関する事項の連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(保健主事)

第24条 学校に保健主事を置く。

2 保健主事は、教諭又は養護教諭をもって充て、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

3 保健主事は、校長の監督を受け、保健管理及び環境保全に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(事務主任)

第25条 学校に事務主任を置くことができる。

2 事務主任は、事務職員をもって充て、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

3 事務主任は、校長の監督を受け、事務を掌る。

(その他の主任等)

第26条 学校においては第21条(教務主任等)、第22条(生徒指導主任等)、第23条(養護主任)及び第25条(事務主任)に規定する主任等のほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項の主任等は校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(司書教諭)

第27条 学校に司書教諭を置く。

2 司書教諭は、教諭をもって充て、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

3 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書の利用に関して連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(防火管理者)

第28条 学校に防火管理者を置く。

2 防火管理者は、教頭をもって充て、教育委員会が命ずる。

3 教頭をもって防火管理者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聴いて、校長又は他の職員をもってこれに充てることができる。

4 防火管理者は、校長の監督を受け、消防法（昭和23年法律第186号）に定める防火管理上必要な業務を行う。

